

遠隔臨場の概要

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「打合せ」を行うことをいいます。

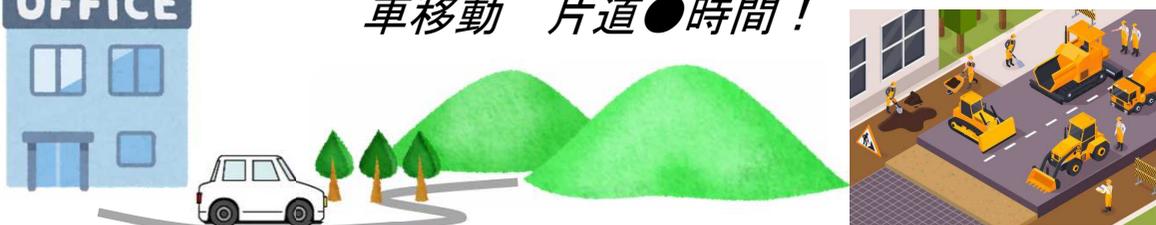
従来

県民局等

OFFICE

現場確認に
車移動 片道●時間！

施工現場



- ・発注者は車等で現場まで移動。
- ・受注者は確認の準備を行ったのち、発注者が来るまで待機。
- ・段階確認等の日程調整に難航
(発注者：別の予定があり現場へ行けない
1時間だけなら何とかなるのに…)
(受注者：●時に確認してもらいたいのに…)

遠隔臨場

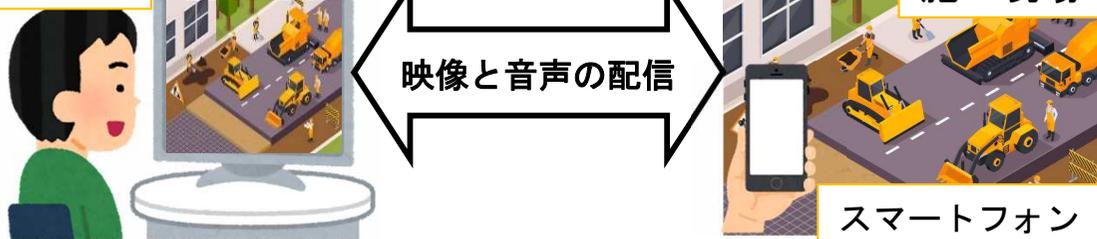
ウェアラブルカメラやスマートフォン等を活用し現場に行かずとも県民局等で臨場できる。

県民局等

施工現場

映像と音声の配信

スマートフォン



- ・発注者の移動時間が削減。
- ・受注者は段階確認等の待ち時間がなくなる。
- ・段階確認等の日程調整が円滑に。



移動時間、待機時間の削減による
受発注者の作業の効率化

遠隔臨場に関する試行要領の概要

- 試行対象工事又は対象業務
岡山県土木部が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとしします。
ただし、通信環境が整わない現場や工種によって遠隔臨場による確認等が不十分、非効率となることが明確な場合を除きます。
- 遠隔臨場の実施判断
契約締結後、受発注者の協議により実施するか否かを決定します。
- 費用について
遠隔臨場にかかる費用については、別途計上しないものとしします。
- 確認項目の適用性（参考資料）
段階確認、材料確認、立会における確認項目について、遠隔臨場の適用性の一覧表（参考資料）を参考に適用する遠隔臨場を選定します。

遠隔臨場の実施方法

事前協議



施工計画書等へ記載



機器の準備



遠隔臨場による 段階確認等の実施

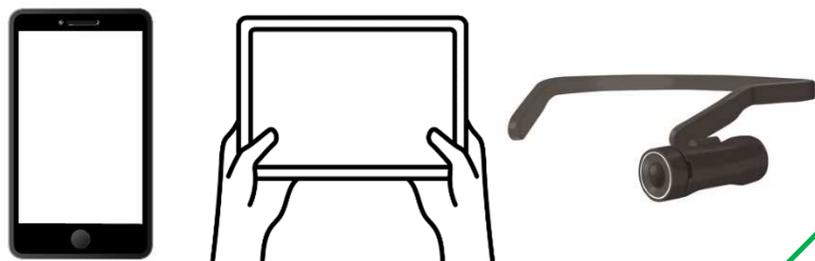
- ・ 契約締結後、事前協議により遠隔臨場を実施するか否かを決定します。
- ・ 施工計画書等へ確認項目や機器仕様を記載します。
- ・ 動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を準備します。
- ・ カメラにより撮影した映像と音声をWeb会議システム等を介して、段階確認等を実施します。
- ・ 受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみで、記録と保存を行う必要はありません。ただし、打合せ内容を書面（打合せ記録簿等）に記録する場合は、遠隔臨場により実施したことを記載します。

※監督員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、従来通りの現場臨場を実施します。

利用するシステム等

- ・遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が準備・運用するものとします。
- ・Web会議システムは、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末等で利用可能なものを選定してください。

現場（臨場）



動画撮影用カメラ（Webカメラ等）



段階確認、材料確認、立会や打合せ

Web会議システム等

県民局等



監督員等

遠隔臨場にかかる費用

- ・ 遠隔臨場にかかる費用については、別途計上しないものとします。

遠隔臨場が適用できない例

- ・ 出来形計測等において、映像では計測値の確認が困難な場合。
- ・ 夜間、水中等でカメラ撮影が困難な場合。
- ・ 通信環境が確保できない場合。

その他

- ・ 遠隔臨場を実施した場合、工事成績評価への加点などのインセンティブはありません。
- ・ 遠隔臨場を実施できなかった場合、工事成績評価の減点などのペナルティもありません。